

国民健康保険税が改正されました

問 医療年金課 国保グループ
☎内線1724～1727

国民健康保険において、高齢者の医療費の増加に伴う保険税の負担に関する公平の確保を図るため、平成28年度からの国民健康保険税の賦課限度額を引き上げます。また、経済動向等を踏まえ、軽減判定基準の所得を引き上げ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図ります。平成28年度国民健康保険税納税通知書は8月中旬に発送致します。

◆賦課限度額

	改正前	改正後	増減
医療給付費分	520,000円	540,000円	20,000円
後期高齢者支援金分	170,000円	190,000円	20,000円
介護納付金分	160,000円	160,000円	0円

◆世帯ごとの所得に応じた均等割額・平等割額軽減措置の所得判定基準の変更

5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の所得基準額が引き上げられます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者でなくなった者のことをいいます。今回、7割軽減の対象についての改正はありません。

軽減割合	改正前	改正後
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円 + 26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 26万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割	33万円 + 47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	33万円 + 48万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

続きを行ってください。

◆**職場の健康保険に加入したとき**
職場の健康保険証と国民健康保険証、印鑑、身分証、個人番号(マイナンバー)のわかるものをお持ちになって、国民健康保険加入の手続きを行ってください。

◆**職場の健康保険をやめたとき**
職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書、退職証明書、離職票等)と印鑑、身分証、個人番号(マイナンバー)のわかるものをお持ちになって、国民健康保険加入の手続きを行ってください。

◆**職場の健康保険をやめたとき**
職場の健康保険をやめたときや職場の健康保険に加入したときは手続きが必要です。このような事実が発生したときは14日以内に国民健康保険窓口へ必ず届け出をしてください。※14日を過ぎても届け出は可能ですが、お早めの届け出をお願いします。

こんなときは14日以内に届け出を!

国民健康保険の加入・脱退の手続きはお済みですか？

問 医療年金課 国保グループ
☎内線1724～1727

加入の届け出が遅れると

加入資格が発生した時点までさかのぼって保険税を支払うこととなります。またその間の医療費は全額自己負担となります。

脱退の届け出が遅れると

資格がなくなってしまうから国民健康保険で診療を受けた場合、国民健康保険で負担した分の医療費は返していただくこととなります。また保険税が二重払いになってしまうこともあります。

そのほか、子どもが生まれたとき、家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき、または被扶養者になったとき、住所、世帯主、氏名が変わったときなども届け出が必要です。

詳しくは医療年金課国保グループまでお尋ねください。